

添付法令資料 3 :

プロバイダーを介した設計の統合された建設工事の調達基準及びガイドラインに関する 2020 年 1 月 30 日付インドネシア共和国公共事業及び国民住宅大臣規則 No.1

(目次)

同年 2 月 5 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 調達の計画及び準備
  - 第 1 節 設計及び施工の作業の基準及び要件 (第 4 条ないし第 7 条)
  - 第 2 節 設計及び施工の作業の上限、サービス利用者規定並びに契約案の決定 (第 8 条ないし第 11 条)
- 第 3 章 選定の準備
  - 第 1 節 プロバイダーの選定方法 (第 12 条及び第 13 条)
  - 第 2 節 選定書類の作成 (第 14 条)
- 第 4 章 プロバイダー選定の実施
  - 第 1 節 選定段階 (第 15 条)
  - 第 2 節 資格の要件及び評価 (第 16 条)
  - 第 3 節 運営の要件及び評価 (第 17 条及び第 18 条)
  - 第 4 節 技術の要件及び評価 (第 19 条ないし第 30 条)
  - 第 5 節 価格の評価 (第 31 条)
  - 第 6 節 保証に関連する規定 (第 32 条)
- 第 5 章 契約の準備
  - 第 1 節 プロバイダー指名準備会議及び契約署名準備会議 (第 33 条ないし第 35 条)
  - 第 2 節 契約履行組織 (第 36 条)
  - 第 3 節 建設業務契約の専門家の意見 (第 37 条)
- 第 6 章 契約の履行
  - 第 1 節 契約の署名 (第 38 条)
  - 第 2 節 工事現場の引渡し (第 39 条)
  - 第 3 節 契約の変更 (第 40 条)
  - 第 4 節 価格の調整 (第 41 条)
  - 第 5 節 工事成果の支払 (第 42 条)
  - 第 6 節 建設管理コンサルタントの任務 (第 43 条)
  - 第 7 節 遅延 (第 44 条)
  - 第 8 節 不可抗力 (第 45 条)
  - 第 9 節 工事物件の引渡し (第 46 条)
- 第 7 章 建物の瑕疵担保責任 (第 47 条及び第 48 条)
- 第 8 章 紛争解決 (第 49 条)

- 第9章 設計及び施工の統合された建設工事の調達に関する基準及びガイドライン（第50条）
- 第10章 経過規定（第51条及び第52条）
- 第11章 終則（第53条及び第54条）

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所